

予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

開会日	令和4年5月16日（月）午前10時25分
閉会日	令和4年5月16日（月）午前10時58分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 議場
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 なかじま和代 委 員 青山直道 石じまきよし 伊藤真規子 大島令子 岡崎つよし 加藤和男 川合保生 木村さゆり ささせ順子 さとうゆみ 田崎あきひさ 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう わたなべさつ子
欠席委員	な し
欠 員	な し
会議事件のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 加藤英之 次長（行政、財政担当）福岡隆也 財政課長 井上隆雄 たつせがある課長 磯村和慶 福祉課長 近藤かおり 健康推進課長 遠藤佳子 子ども家庭課長 出口史朗 <p style="text-align: right;">計8人</p>
職務のため出席した者の職氏名	議長 伊藤祐司 議会事務局長 横地賢一 議事課長 福岡弘恵 議事係長 村瀬紗綾香
会議録	別紙のとおり

別紙

委員長 開会宣言
議長 あいさつ
市長 あいさつ

議案第 31 号令和 4 年度長久手市一般会計補正予算（第 2 号）

財政課長 議案第 31 号について説明

歳出 2 款 1 項 総務管理費<庁舎管理整備事業>

さとう委員 電力使用量 3 割削減努力をした上でかかる光熱水費の不足分を増額するとのことである。学校やスポーツ施設、保健センターなど、削減が難しい施設もあると思うが、市民等にはどのようにお願いするのか。また、電力運用最適化支援業務で委託する、電力使用量の見える化は、この電力使用量 3 割削減努力と直接関係することか。

財政課長 3 割削減の対象施設は、市役所、保健センター、学校などであり、使用料を市民からいただく施設については対象ではない。業務委託によって電力使用量を見える化し、どういった対策が節電につながるかを見定めて、節電に取り組んでいる旨を施設内に掲示するなどして周知していきたい。

大島委員 文化の家や給食センターは電力使用量が多く、3 割の削減は非常に難しいと思うが、どのように協力を求めていくのか。

財政課長 予算上は、文化の家や給食センターも 3 割削減の対象ではない。事務室等、市の事務に関わる場所での節電を進めながら、施設全体の電力についてはどういった面で使用電力を抑えることができるか、市民の方にご協力いただけるよう検討していく。

大島委員 今回の入札不調の原因は、円安や原油価格の高騰による不測の事態とのことである。ウクライナ侵攻などの状況は今後改善される可能性もあるが、中部電力ミライズのグリーン電力を 4 年 10 か月の長期契約で使用することにしたのは、どのような見通しによるものか。

財政課長 選択肢としては 2 つあった。1 つは、中部電力ミライズとの契約であり、再生可能エネルギーで購入する場合は、4 年 10 か月の長期契約であれば可能であるとのことであった。もう 1 つは、今の供給元である中部電力パワーグリッドから、1 年を限度として最終保障を受けるものである。

原油の高騰などの状況は今後も当面は続くと考えられる。電力の

安定供給が第一ということと、市の施策として、再生可能エネルギーの使用については、令和6年度からの取り組みとして環境基本計画にも記載しているため、中部電力ミライズとの長期契約を選択した。

大島委員 計画を前倒しして開始することは、不測の事態であれば市側が独断で進めてもよいものか。

財政課長 今回の2つの選択肢があった中で、令和6年度からそのような計画があるので、それも見込んで選択をしたということである。

歳出 4款1項 保健衛生費<予防接種事業>

さとう委員 コロナワクチン接種会場となっている西庁舎の公民館部分を、早く開放してほしい。3回目のワクチン接種率は5月8日現在で49.4パーセントと低迷していると聞いているが、4回目の接種会場も西庁舎を予定しているのか。

健康推進課長 西庁舎で7月から2か月程度、実施予定である。

歳出 2款1項 総務管理費<庁舎管理整備事業>

伊藤委員 愛知県産のCO2フリー電気に切り替えるとのことだが、中部電力ミライズのホームページには、信州や岐阜県、三重県産の記載はあるが愛知県産の記載がない。今回契約する電力は、どこでどのように作られるのか。また、安定した供給は保障されるのか。

財政課長 主に奥三河の水力発電によって作られる愛知県産の電力であり、4年10か月の契約期間内の電力供給は保障されている。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

議案第33号令和4年度長久手市一般会計補正予算（第3号）

財政課長 議案第33号について説明

歳出 3款2項 児童福祉費<ひとり親等福祉費>

さとう委員 臨時特別給付金については、令和3年度にも非課税世帯への給付を行ったが、市民から、世帯分離しているが同居という理由で1世帯分しか支給されなかったなどの話を聞いている。令和3年度の補正予算（第11号）では、概算の対象世帯数をすごく大きく見積もって計上していたが、実際に支給した世帯数とはどのくらいの差があるか。

福祉課長 昨年度の補正予算（第11号）では、国から示された算出方法をもとに6,230世帯分を計上した。実際の対象世帯数は現在のところ4,752世帯で、そのうち約55パーセントにあたる2,625世帯に支給している。申請期間が令和4年9月末までなので、もう少し増加すると考えられる。

非課税世帯の方でも、課税者の扶養に入って税控除の対象となっているなど、支給の対象外となる場合があるため、概算の世帯数とは差が生じることになる。

さとう委員 子育て世帯生活支援特別給付金について、児童扶養手当等受給世帯以外のその他低所得世帯については、正確な対象世帯数は把握できるのか。また、児童手当受給世帯分と、その他低所得世帯分は、両方に該当したらどちらも受給できるのか。

子ども家庭課長

その他低所得世帯の数については、昨年度に国から示された世帯数をもとに計上している。

実際には、今年度の課税状況が把握できるのは6月1日であるため、今後、税務課と連携して進める。

また、児童手当受給世帯分とその他低所得世帯分の両方を受給することはできない。どちらか先に決定した方のみの受給となる。

大島委員

非課税世帯の市民が、市外に住む家族の税法上の扶養に入っている場合、個人番号などでその状況を市で確認し、支給の対象か対象でないかを正しく把握しているということによいか。

福祉課長

課税者の扶養に入っていないかどうかは、基本は本人の申告に基づいており、申請書にその旨のチェック欄を設けている。課税状況により扶養関係が確認できる場合は、そちらを優先する。

転入者は税情報が分からないため、申請書に課税資料を添付して提出していただいております。また未申告者の場合は、本人の申告に基づいて給付を決定する。

加藤委員

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に時間外勤務手当が計上

されているが、時間外勤務が必要な状況が确实ということか。

子ども家庭課長

現時点で确实というわけではないが、通常業務に加えて給付金の支給事務が発生することになり、時間外の勤務が予想されるため計上した。

質疑及び意見を終了

討論

反対討論 なし

賛成討論 なし

採決

賛成全員により、原案のとおり可決

委員長

委員長報告は委員長と副委員長への一任を確認。

委員長

閉会宣言

午前 10 時 58 分終了

以上、要点筆記は会議内容と相違ないので署名する。

令和 4 年 5 月 16 日

予算決算委員会委員長 山田かずひこ